明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（**総務**九）　一
〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**三）　九
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**四）　九
○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件（**同**五）　一〇
〔官庁報告〕
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（青森労働局最低工賃公示一）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一一
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一五
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）、解散命令関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省　令

○総務省令第九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第四を次のように改める。

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1　加入電話		
2　総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）		
3　中継電話（国際電話等であるものを除く。）		
4　国際電話等	国際電話	
	国際総合デジタル通信サービス	
5　公衆電話		
6　携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの	
	三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
7　PHS		
8　IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの	
	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの	
9　衛星移動通信サービス		
10　FMCサービス		
11　インターネット接続サービス		
12　FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	